東灘区ふれあいのまちづくり助成金交付要領

平成 30 年３月 16 日　東灘区長決定

（目的）

第１条　この交付要領は，神戸市ふれあいのまちづくり助成金交付要綱（平成 30 年３月８日市長決定。以下、「要綱」という。）第 13 条の規定に基づき、助成の実施について必要な事項を定めるものとする。

（助成対象）

第２条　要綱別表第２に定める事業については、別表１の基準により助成するものとする。

２　要綱別表第９に定める事業については、別表２の基準により助成するものとする。

（その他）

第３条　この要領に定めるもののほか必要な事項は，区長が別に定める。

附則

（施行期日）

１　この要領は、平成 30 年４月１日から施行する。

２　東灘区ふれあいのまちづくり助成実施要領（平成 14 年４月１日施行）は廃止する。

３　この要領は、令和２年４月１日から施行する。（別表１　東灘メニュー（要綱別表第２）地域福祉活動メニューの追加）

附則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

○別表１
東灘メニュー（要綱別表第２）地域福祉活動メニュー

<table>
<tr><th>助成対象活動</th><th colspan="2">助成条件</th><th>助成額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">高齢者のくらしを支える事業（要綱別表第１の２に対する追加助成</td><td colspan="2">高齢者のための健康プログラム
・地域リハビリ
・地域デイサービス
【月１回以上開催、月１か月あたりの対象者３人以上】</td><td>１事業当たり
１回 3,000 円　年 12 回以内
【要綱別表第１の２高齢者のくらしを支える事業②の助成上限を超える活動に対しての追加助成】</td></tr>
<tr><td colspan="2">くらしサポート
・家事援助サービス
・外出介助サービス
・身近な相談機能づくり
・ちょっとボランティア
【月１回以上開催、月１か月あたりの対象者３人以上】</td><td>１事業当たり
１か月 3,000 円
【要綱別表第１の２高齢者のくらしを支える事業④の助成上限を超える活動に対しての追加助成】</td></tr>
<tr><td rowspan="6">地域住民間の交流事業</td><td>地地域の子どもや若年層と高齢者等との異世代交流行事</td><td>参加者
20 人以上</td><td>１回 20,000 円　年２回以内
【要綱別表第１の３地域で子育てを支える事業③に定める「世代間交流（市域の伝統行事の継承）」以外の活動助成】</td></tr>
<tr><td>放課後児童健全育成事業</td><td>参加者
５人以上</td><td>１回 3,000 円　年 12 回以内
【要綱別表第１の３地域で子育てを支える事業②に定める「多世代交流を目的とした講座の開催」以外の活動助成】</td></tr>
<tr><td>地域の文化遺産や伝統行事の発掘・普及事業</td><td>参加者
20 人以上</td><td>１回 20,000 円
年２回以内</td></tr>
<tr><td>他地域住民等との各種交流事業</td><td>参加者
20 人以上</td><td>１回 20,000 円
年２回以内</td></tr>
<tr><td>その他住民相互の交流を通じてコミュニティの活性化等を図る事業</td><td>参加者
20 人以上</td><td>１回 20,000 円
年２回以内</td></tr>
<tr><td>情報交換会</td><td>参加者
10 人以上</td><td>１回 7,500 円
年６回以内</td></tr>
</table>

○別表２

東灘メニュー（要綱別表第９）地域福祉活動メニュー【提案型】

助成対象活動	助成条件		助成額
ふれあいのまちづくり協議会活性化事業	ふれあいのまちづくり協議会の広報機能強化のための補助	協議会のＨＰ作成・維持管理等広報機能の強化をはかる協議会	１協議会 年 10,000 円以内
	ふれあいのまちづくり協議会活性化のための調査	ふれあいのまちづくり事業についてアンケートを実施する協議会	１協議会　年30,000円以内 ※過去に実施協議会は除く。 ※実施時期については別途協議
	ふれあいサロン事業の食器等必要備品購入補助	５人以上参加のふれあいサロン事業を実施する協議会	１協議会 年 10,000 円以内
	子育てサークルづくり事業の玩具等備品購入補助	５人以上参加の子育てサークルづくり事業を実施する協議会	１協議会 年 20,000 円以内
	ふれあいのまちづくり協議会デジタル化のためのネット環境整備補助	ネット環境が未整備で事務の改善・効率化をはかる協議会	１協議会 年 50,000 円以内
地域の課題改善への取り組みや地域の特性を活かした先駆的な地域活動	協議会が提案するもので，区長が特に必要があると認めるもの		１協議会 年 300,000 円以内